

平成 26 年 5 月 21 日

金の投資をうたい郵便集荷や郵便局留めの郵便サービスを悪用して 現金を受け取る「社団法人日本貴金属協会」に関する注意喚起

平成 26 年 1 月以降、金の投資勧誘を行う事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「社団法人日本貴金属協会」（以下「日本貴金属協会」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げる）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

（注意喚起の要旨）

- 日本貴金属協会は、消費者宅に、金地金の販売事業等を行っている旨のパンフレット等（以下「勧誘資料」といいます。）を送付した後、直接電話を掛け、1 年償還、年利 4.3%（毎月配当）、元本保証型の「ゴールド積立定期預金」と称する投資商品を勧誘しています。
- その後、消費者宅に日本貴金属協会とは別の事業者から電話があり、消費者は、日本貴金属協会がオリンピック招致に関係した信頼のおける事業者であるとの説明を受けます。
- この投資商品に興味を持った消費者が、日本貴金属協会に対して契約の申込みを行うと、日本貴金属協会は、申込金を個人名宛の小包にして郵便局留め扱いで郵送するように指示します。さらに、「郵便職員を自宅まで行かせます。」等と言って、郵便職員が荷物（小包）を自宅に取りに来てくれる集荷サービスを利用し、消費者が現金を運ぶ手間やリスクを省きます。
- 消費者は、日本貴金属協会の指示どおりに現金を送付しますが、その後、日本貴金属協会と連絡が取れなくなります。このため、消費者には約束どおりの配当金の支払はなく、元本の返金もありません。
- 当庁が調査したところ、日本貴金属協会が所在地とする場所には一切関係のない別の事業者が入居しており、日本貴金属協会の事業拠点は存在しないことが分かりました。また、日本貴金属協会は、社団法人や財団法人の名称を使用していますが、この所在地を本店又は支店とする商業法人登記はないことが分かりました。
- 前記調査結果を踏まえると、日本貴金属協会の事業活動については実体がないことが強く疑われます。日本貴金属協会から勧誘資料が届いたり、電話によって投資の勧誘を受けても決して応じないようにしましょう。
- 本件と類似の勧誘を受けたり、取引に不審な点を感じた場合は、お金を支払う前に消費生活センターや警察に相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

金の投資をうたい郵便集荷や郵便局留めの郵便サービスを悪用して 現金を受け取る「社団法人日本貴金属協会」に関する注意喚起

平成 26 年 1 月以降、金の投資勧誘を行う事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「社団法人日本貴金属協会」（以下「日本貴金属協会」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼び掛けます。

1. 事業者の概要

名 称	社団法人日本貴金属協会
所 在 地	東京都港区六本木 1-6-1
代 表 者	会長 徳光 重明
資 本 金	816 億 8100 万円
設 立	昭和 51 年 7 月 8 日

※ 日本貴金属協会が消費者に提供したパンフレットに記載されている内容です。

※ 日本貴金属協会は、上記所在地に存在しません。

※ 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な勧誘事例（勧誘資料等の詳細は別添資料を参照）

事例

(1) 平成 26 年 2 月中旬、消費者宅に日本貴金属協会から同協会の事業内容を記載したパンフレットと「ゴールド積立定期預金お申込書」と書かれた申込書等が届いた。

パンフレット等には、1 年償還、年利 4.3%、元本保証の「ゴールド積立定期預金」という商品を販売しており、この商品を購入すれば先着 100 人にオリンピック記念金貨がプレゼントされる等の内容が記載されていた。

(2) 同年 3 月上旬、消費者宅に日本貴金属協会の A から電話があり、パンフレットが届いているかどうかを確認後、A から「このゴールド積立定期預金という商品は、投資家からの出資金を運用して金現物を取引する事業を行い、その運用益を投資家に配当するものです。株や社債等は会社が倒産すると紙切れになってしまいますが、うちは現物の金を保有しているのでその心配はありません。1 口 100 万円から購入でき、配当は毎月支払います。」等との説明を受けた。

また、日本貴金属協会は、日本銀行に地金を預けているし、金の売買に関しては○や△△^(注1)と取引があるので安心してほしいとの話もあった。

(3) この日、消費者宅に日本貴金属協会とは別に、大手報道機関の記者を名乗る B から

電話があり、会話の中で日本貴金属協会から投資の勧誘を受けていることを話した。

すると、Bは、「日本貴金属協会は信用できますよ。東京オリンピックの招致にも関係していた団体のようなのです。そこに投資すれば、かなりの利益が期待できるはずですよ。」と言い、その業者との取引を勧められ、消費者は、日本貴金属協会を信用するようになった。

- (4) 数日後、「ゴールド積立定期預金」を購入することに決め、Aに電話を掛けて5口500万円分を申し込んだところ、Aから「現金は菓子箱に入れて『ゆうパック』を使って送ってください。宛先『甲県乙市 丙郵便局留め C』と記載し、品名は『タオル』にしてください。Cというのは申込金受領の担当者です。」と言い、さらに、「現金の受領は郵便局の職員に自宅まで行かせるので、小包を準備して待っていてください。」と指示があった。

消費者は、郵便で現金を送ることに少し疑問を感じたものの、本物の郵便局の職員が自宅まで来てくれるのであれば紛失することはないから安心だと考え、ゆうパックの伝票に必要事項を記載し、自宅を訪問した郵便職員に小包を手渡した。

- (5) 数日後、Aから申込金を受け取ったとの連絡が入り、第1回の配当は3月15日に消費者の口座に振り込まれるとのことであった。
- (6) しかし、配当が振り込まれるはずの3月15日を過ぎても、消費者の口座に配当金の入金はなく、また、オリンピックの記念金貨が届くこともなかったため、不安になり、日本貴金属協会に電話をしたところ、呼出し音はするものの相手の対応はなく、購入後1か月が経過した現在も日本貴金属協会とは連絡が取れない状態である。

(注1) 実在する金地金取扱事業者の名称を挙げています。

3. 事例の特徴

- 日本貴金属協会は、消費者宅に、金地金の販売事業等を行っている旨のパンフレット等を送付した後、直接電話を掛け、1年償還、年利4.3%（毎月配当）、元本保証型の「ゴールド積立定期預金」と称する投資商品を勧誘しています。
- その後、消費者宅に日本貴金属協会とは別の事業者から電話があり、日本貴金属協会はオリンピック招致に関係した信頼のおける事業者であるなどの説明を受けます。
- この投資商品に興味を持った消費者が日本貴金属協会に対して契約の申込みを行うと、日本貴金属協会は、申込金を個人名宛の小包にして郵便局留め扱いで郵送するよう指示します。さらに、「郵便職員を自宅まで行かせます。」等と言って、郵便職員が荷物（小包）を自宅に取りに来てくれる集荷サービスを利用し、消費者が現金を運ぶ手間やリスクを省きます。
- 消費者は、日本貴金属協会の指示どおりに現金を送付しますが、その後、日本貴金属協会と連絡が取れなくなります。このため、消費者には約束どおりの配当金の支払はなく、元本の返金もありません。

4. 当庁が確認した事実

- 日本貴金属協会が所在地とする場所には、日本貴金属協会とは一切関係のない別の事業者が入居しており、日本貴金属協会の事業拠点は存在しないことが分かりました。
- 日本貴金属協会は、社団法人や財団法人の名称を使用していますが、前記所在地を本店又は支店とする商業法人登記はないことが分かりました。
- 日本貴金属協会の勧誘資料には、金山の採掘や金融商品の開発・販売事業を行い、あたかも実在する複数の事業者と取引関係があるかのような記載がありますが、日本貴金属協会は金融商品取引法に基づく登録はなく、勧誘資料で示している複数の事業者との取引関係もありませんでした。

5. 消費者へのアドバイス

- 前記調査結果を踏まえると、日本貴金属協会の事業活動や販売する投資商品には実体がないことが強く疑われます。日本貴金属協会から勧誘資料が届いたり、電話によって投資の勧誘を受けても決して応じないようにしましょう。
- 現金をゆうパックやレターパック等で送付することはできません。
事業者からゆうパックやレターパック等で現金を送付するよう指示されても決して応じてはいけません。
- 本件と類似の勧誘を受けたり、取引に不審な点を感じた場合は、お金を支払う前に消費生活センターや警察に相談しましょう。
 - 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターを御存知でない場合）
電話番号 0570-064-370
 - 警察相談専用電話
電話番号 #9110

(以 上)



日本貴金属協会のご案内





貴金属は装飾品・貨幣として国家になくてはならない存在でありましたが、現代社会において、産業・科学・資産の分野に幅広く使われ始めました。

有史以来、貴金属は人間社会にとってかけがえのない資源として存在しています。

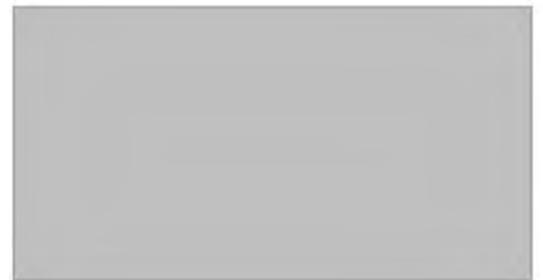
しかし、昨今の金融不安と通貨不安と言う世界的な問題に直面している現在では、資産としての価値が大きくなりました。

一般的に全資産の60%は現物で保有するのが健全とされています。

日本貴金属協会では国内の金資産を有効に運用、リサイクルすることで社会貢献を目的とした団体です。

社団法人日本貴金属協会

会長 徳光 重明



2. 純金預金とは

純金預金とは、毎日価格の変動する金を売り買いして利益を得る預金方法です。

全資産の55%～70%程度を金投資で運用することが、世界的な景気変動などに対処するために有効だと一般的に言われています。

株式投資では会社が倒産してしまうと価値がなくなりますが、金はそれ自体に価値があるので無駄になることはありません。

つまりリスクヘッジしながら売買によって利益を得ることができます。また、インフレに強く、政治や経済の影響を受けにくい点が株式取引や外国為替取引との大きな違いです。

日本貴金属協会では保有している地金の15%を担保として日本銀行に預けているので元本割れのリスクがありません。



3. 金投資のメリット

金投資のメリットとは・・・

1. 価値がなくなることがない

2. 万国共通の通貨

3. 価格変動が少ない



金の投資は安心！



日本貴金属協会



金鉱企業とは、主に金鉱山を保有し採掘や精錬などを行う企業のことを指します。そうした企業は世界に約 50 社程度存在すると言われています。

日本貴金属協会はオーストラリアとパプアニューギニアで金山を保有しています。

金を産出する金鉱山、世界の金脈を有する金鉱企業の強さについて見ていきましょう。

**残り少ない貴重な金！
可採年数はあと、12 年と見込まれています！**

金は鉱山からの新規産出や中古スクラップなどが主な供給源です。宝飾品やハイテク製品向けの産業用など需要拡大に加え、近年、投資需要なども拡大の一途をたどっている一方、金の新規生産量は横ばいの傾向にあります。20 年前、金の新規生産量は南アフリカ共和国と北米地域の合計が世界の半分近くを占めていました。今では新たな金脈の発見は容易ではなく、今後新規生産量の大幅な増加を見込むのは難しい状況です。

近年の金の急激な値上げの理由はここにあったのです。





金鉱山では金鉱石 1 トンあたり、一般的に 5 ～ 10g 程度の金が採取されます。つまり、世界の金鉱山の希少性が注目されているということです。



①金鉱脈を掘削し金鉱石を取り出します。



③金鉱石から金を鑄造します。



②掘削したら金鉱石を重機で運び出します。



③出来上がった金



6. 会社概要

商号	社団法人 日本貴金属協会
本社所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
許可番号	第 40087537 号
事業内容	金山の採掘・鉱山資源の精製・金融商品の開発・販売
設立	昭和 51 年 7 月 8 日
資本金	81,681 百万円
取引先	日本銀行・
決算期	3 月
従業員数	連結 1024 名／単体 176 名

(2013 年 9 月 30 日現在)

ご連絡先・アクセス

〒106-6019

東京都港区六本木 1-6-1

アクセス：地下鉄南北線 六本木一丁目駅
直結シャトルエレベーターで 7 階まで上がり、
オフィス内のエレベーターに御乗換え頂いて、
の総合受付までお越しく下さい。



日本貴金属協会



日本貴金属協会

ゴールド積立定期預金配当表

【1年償還型 年利率 4.3%～(元金保証型)】

当協会では金の現物を保有しているため、元本割れすることはありません。

お預り金額	配当金月額	配当金年額	満期金額
100万円	3,583円～	43,000円～	43,000円～
300万円	10,750円～	129,000円～	129,000円～
500万円	17,916円～	215,000円～	215,000円～
1000万円	35,833円～	430,000円～	430,000円～

※月配当を算出する際に小数点以下は切り捨てる為、年配当金と誤差が生ずる場合がございます。
※配当金は発行日から毎月、月末をメ日とし、翌月の25日にお客様指定の口座にお振込みいたします。
※振込み日が金融機関の休業日(土・日・祝日)にあたる場合は、翌営業日のお支払いとなります。
※振込み手数料が配当金を上回る場合、次回振込み分と合算してお支払いいたします。



オリンピックキャンペーン実施中！

先着100名様にオリンピック記念金貨をプレゼントいたします。

お申し込みはお早めに！

社団法人 日本貴金属協会

〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

